

市第 29 号議案 横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例の一部改正

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「施行令」という。）の第 5 条第 1 項に基づき、横浜市障害支援区分認定審査会（以下、審査会）の委員の任期は 2 年とされているところですが、市町村が条例に定めることで、2 年を超え 3 年以下の期間とすることができるとされています。

このたび、審査会委員の任期について 3 年間としたいので、横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例（以下、条例）の一部改正を提案 します。

2 改正理由

審査会の委員の任期は、施行令において市町村の実情に応じ柔軟に対応できるよう定められています。委員の任期を 3 年に延長することで、委員の入れ替えが緩やかになり、審査判定の熟度が高まる等、より一層 審査会の運営の安定が見込まれるため改正 を行います。

3 条例の施行予定日

平成 31 年 4 月 1 日（審査会委員の次期改選と同時期）

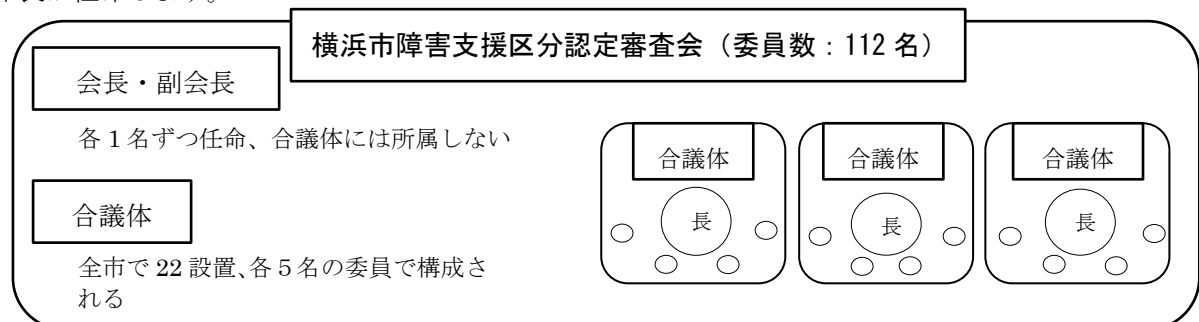
4 改正の内容

条例第 3 条に第 3 項として、審査会の委員の任期を定める条文を追加します。

（参考）障害支援区分認定審査会について

障害支援区分認定審査会は、障害のある方が必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」について、全国统一基準の認定調査と医師意見書に基づき審査・判定を行うために市町村が設置する附属機関です。

審査会委員は、医師や看護師、理学療法士、精神保健福祉士等、医療・保健・福祉の学識経験者から市長が任命します。



新旧対照表

(横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例)

現 行	改 正 案
横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例 平成 18 年 3 月 15 日条例第 14 号 第 1 条から第 2 条 (省略) (横浜市障害支援区分認定審査会) 第 3 条 (第 1 項及び第 2 項省略) 第 4 条 (以下省略)	横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例 平成 18 年 3 月 15 日条例第 14 号 第 1 条から第 2 条 (省略) (横浜市障害支援区分認定審査会) 第 3 条 (第 1 項及び第 2 項省略) <u>3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 5 条第 1 項の規定により条例で定める期間は、3 年とする。</u> 第 4 条 (以下省略)

【参考】

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成 18 年政令第 10 号)

第 5 条 委員の任期は、2 年 (委員の任期を 2 年を超え 3 年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間) とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。